

旧優生保護法専用相談窓口のご案内

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律が、**令和7年1月17日に施行**されます。兵庫県では専任看護師による**専用相談窓口の設置**や**サポート弁護士のご案内**により被害者の救済に向けて取り組んでいきます。

1 兵庫県の専用相談窓口

- (1) 設置場所：県庁1号館5階、健康増進課内
- (2) 対応時間：平日9時00分～17時00分（土日祝日・年末年始を除く）
- (3) 電話番号：**078-362-3439**（専用回線）

障害を理由に不妊手術
をされた記憶がある

被害者本人は亡く
なったが家族がいる

申請書類がうまく
作成できない

サポート弁護士(無料)の案内

専任の
看護師が
対応

【参考】国（こども家庭庁）の窓口

- (1) 対応時間：10時00分～17時00分（土日祝日・年末年始を除く）
- (2) 電話番号：03-3595-2575

旧優生保護法補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧になれます。)



2 旧優生保護法補償金等支給法による補償対象

新法では、新たに**優生手術を受けた方のご遺族**、**人工妊娠中絶の被害者も対象**になりました。

補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪））

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円

※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

※左記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

3 兵庫県独自調査の実施

改めて統計資料等を調査し県内で少なくとも1,410件の人工妊娠中絶手術件数を確認。

人工妊娠中絶の情報も対象とし、**カルテのほか相談記録等も含めて幅広く確認するため、医療機関等のほか県が把握する全ての高齢者入所施設や障がい者施設に全県調査を実施。**

- (1) 期間：令和6年11月～12月（オンラインフォーム及び郵送）
- (2) 対象：約6,200カ所（市町、健康福祉事務所、高齢者入所施設、障がい者入所施設、医療機関、障がい者団体）
- (3) 回答：回収率57% ※未回答の施設については順次確認中

新たに11名の補償の対象となる可能性のある方を把握。今後、補償を届けるため市町とも連携しながら個別対応。加えて、関係機関とも連携し引き続き周知広報を実施。